

## 平成 22 年度入札・契約制度の変更点

### ■ 観音寺市契約規則の一部改正

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

#### 概要

(1) 遅延利息の変更 (第 43 条)

「年 3.6 パーセント」 → 「年 3.3 パーセント」

### ■ 観音寺市工事請負契約約款の一部改正

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

#### 概要

(1) 遅延利息の変更 (第 35 条、第 43 条、第 48 条、第 51 条)

「年 3.6 パーセント」 → 「年 3.3 パーセント」

### ■ 観音寺市建築設計業務等委託契約約款の一部改正

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

#### 概要

(1) 遅延利息の変更 (第 32 条、第 39 条、第 46 条、第 49 条)

「年 3.6 パーセント」 → 「年 3.3 パーセント」

### ■ 観音寺市土木設計業務等委託契約約款の一部改正

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

#### 概要

(1) 遅延利息の変更 (第 33 条、第 40 条、第 47 条、第 50 条)

「年 3.6 パーセント」 → 「年 3.3 パーセント」

### ■ 観音寺市発注工事等に対する不当要求行為排除対策要綱の一部改正

(平成 23 年 2 月 15 日施行)

#### 概要

(1) 市が発注する建設工事等への暴力団の介入阻止を強化するための改正

- ・ 要綱を「観音寺市発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱」に改正
- ・ 対策対象の拡大 (第 1 条)

「物品の買入れ等」を追加

- ・ 排除対象の明確化 (第 2 条)

「暴力団関係企業等」を「暴力団関係者等その他」に改正

「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団関係者」を定義付け

※香川県警と「県内八市の発注による建設工事等及び県内八市による市有財産の売払いの契約、指定管理者の指定等からの暴力団等の排除に関する協定書」締結

(平成 23 年 2 月 22 日付け)

■ 観音寺市建設工事指名停止等措置要領の一部改正

(平成 23 年 2 月 15 日施行)

概要

(1) 市発注工事等に絡む暴力団等の排除を徹底・強化するため指名停止措置要件追加・拡充

<追加・拡充後の措置要件>

- ・ 有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき
- ・ 業務に関し、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき
- ・ 暴力団又は暴力団関係者に対し、財産上の利益、便宜を与えたと認められるとき
- ・ 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき
- ・ 暴力団又は暴力団関係者と知りながら、これを利用したと認められるとき